

PRESS RELEASE

報道関係者各位

令和 8 年 3 月 27 日
社会福祉法人佐賀県共同募金会 担当 馬場
佐賀市天神一丁目 4 番 15 号 TEL 0952-23-4996
E-mail akaihane-saga@crocus.ocn.ne.jp

令和 7 年大分市佐賀関大規模火災義援金受付について（第 4 報）

【重要なお知らせ】

この度の「令和 7 年大分市佐賀関大規模火災義援金」について、下記のとおり変更されましたので、お知らせいたします。

変更事項・内容		
①	「2.受付期間」 の延長	【変更前】令和 7 年 11 月 26 日（水）から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで
		【変更後】令和 7 年 11 月 26 日（水）から令和 8 年 6 月 30 日（火）まで
②	「3.義援金の受付方法について」 →義援金受入れ口座からゆうちょ銀行口座が削除されたこと	
③	「4.現金書留による義援金の送付」 →現金書留に関する文言が削除されたこと	

* 【参考 第 1 報】

令和 7 年 11 月 18 日に大分市佐賀関地区で発生した大規模火災を受け、大分県共同募金会が被災者支援を目的とした義援金の募集を開始しました。

これに伴い、佐賀県共同募金会（会長：陣内 芳博）においても同義援金の受付を行います。本会および市町支会（市町社会福祉協議会）で受け付けた義援金は、全額を大分県共同募金会へ送金いたします。被災された方々への温かいご支援をお願いいたします。

記

1. 義援金名称 令和 7 年大分市佐賀関大規模火災義援金

2. 受付期間 令和 7 年 11 月 26 日（水）から令和 8 年 12 月 19 日（金）まで
(期間を延長する場合があります)

3. 義援金の受付方法について

(1) 直接、義援金を持参される場合

佐賀県共同募金会事務局のほか、市町支会（市町社会福祉協議会）20 か所で受け付けます。

(2) 金融機関で送金される場合

下記の指定口座に送金してください。

○本会（佐賀県共同募金会）義援金受入口座による受け入れ

金融機関	支店名	口座番号	加入者・名義
佐賀銀行	県庁支店	(普) 3066603	シャカイフクシホウジン 社会福祉法人 サガケンキョウドウボキンカイ 佐賀県共同募金会

佐賀銀行の本店・支店すべての窓口を設置される専用振込票を使用し、佐賀銀行窓口から送金する場合は手数料が無料になります。

○直接大分県共同募金会へ送金を希望の場合

【指定口座による受け入れ】

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行		00990-4-213676	オオイトケンキョウボサガノセキカサイギエンキン 大分県共募佐賀関火災義援金
大分銀行	ソーリン支店	普通預金 7783061	シャカイフクシホウジンオオイトケンキョウドウボキンカイ 社会福祉法人大分県共同募金会 カイチョウ ナガマツ サトル 会長 永松 悟

※1 ゆうちょ銀行の本・支店及び郵便局窓口からの送金手数料は無料扱いになります。

※2 大分銀行の本・支店の窓口からの振込手数料は無料となります。

※3 上記以外の金融機関からの振込や、ATM、インターネットバンキング等を利用する場合の振込手数料は有料です。

4. 現金書留による義援金の送付

〒870-0907 大分県大分市大津町 2-1-41 社会福祉法人大分県共同募金会

※現金書留用封筒に「救助用郵便」と明記してください。郵便料金が免除されます。

5. 義援金の配分について

本会に寄せられた義援金は、全額大分県共同募金会へ送金し、大分県が設置する義援金配分委員会において配分が決定され、大分市を經由して被災された世帯へ配分される予定です。

6. 義援金の税制上の優遇措置について

- ・この義援金は、税制上の優遇措置を受けることができます。
- ・大分県共同募金会の指定口座へお振込みいただいた場合は、金融機関で受け取る振込金受領証等と別添募集要綱を添えて税務署へご提出いただくと寄附金控除申請の際にご利用いただけます。
 - * 別添募集要綱については、大分県共同募金会 HP (<https://oita-akaihane.or.jp/?p=5717>) から取得できます。
- ・佐賀県共同募金会受入口座にお振込みいただき、税制上の優遇措置の領収書を希望される

場合、大分県共同募金会で発行する領収書が必要となりますので、本会または市町支会（社会福祉協議会）までご相談ください。

[該当する税制優遇措置]

- ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

(問い合わせ先) 社会福祉法人佐賀県共同募金会

〒840-0815 佐賀市天神一丁目4番15号 / TEL 0952-23-4996